

第2次

宇都宮市歯科口腔保健基本計画



平成30年3月

宇都宮市

はじめに

全ての市民が健康で生きがいを持ち、心豊かに暮らせる社会を作っていくためには、健康寿命の延伸を図ることが重要であると考えております。

本市では、市の健康増進計画である「第2次健康うつのみや21」に基づき、健康寿命の延伸を図る様々な施策事業を行っており、歯と口腔の分野につきましては、「第2次健康うつのみや21」計画の部門計画として、平成25年11月に「宇都宮市歯科口腔保健基本計画」を策定し、ライフステージ等に応じた歯科口腔保健施策を推進してまいりました。

歯と口腔の健康づくりは、食べる喜びや話す楽しみといった生活の質の向上を図るほか、全身の健康状態にもつながることから、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりに取り組んでいくことが重要であります。

このようなことから、本市では、平成29年11月に、市民の皆様の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とした「宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例」を施行し、本条例に基づく計画として、「第2次宇都宮市歯科口腔保健基本計画」を策定いたしました。

今後は、本計画をもとに、家庭、学校、地域、事業所、歯科医師会等の関係団体等との連携をこれまで以上に強化し、歯と口腔の健康づくりをより一層進めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たりまして、数々の貴重な御意見をいただきました多くの関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

平成30年3月

宇都宮市長 佐藤 栄 一



目 次

第 1 章 計画の策定について

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画期間 2

第 2 章 第 1 次計画の評価について 3

第 3 章 歯科口腔保健をめぐる状況と課題の総括

- 1 本市の状況 7
- 2 各ライフステージ等ごとの状況 9
- 3 国・県の動向 18
- 4 課題の総括 19

第 4 章 基本方針

- 1 基本理念 21
- 2 基本目標 21
- 3 基本方向 21

第 5 章 基本方向ごとの取組

- 基本方向 1 生涯にわたる歯科疾患の予防及び口腔機能の維持・向上 23
- 基本方向 2 障がい者・要介護者等への歯科口腔保健の推進 34
- 基本方向 3 歯科口腔保健を推進するための環境整備 36

第 6 章 計画の推進

- 1 推進体制 37
- 2 計画の進行管理 37

資料編

1	評価指標一覧	38
2	施策事業一覧	39
3	用語解説	41
4	宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例	44
5	栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例	47
6	歯科口腔保健の推進に関する法律	52



第 1 章



計画の策定について

1 計画策定の背景と趣旨

歯と口腔の健康を保つことは、歯周病などの歯科疾患と糖尿病などの生活習慣病が深く関係することが指摘されるなど、全身の健康状態に大きく影響し、健康寿命の延伸にもつながっているほか、食事や会話を楽しみ、生活の質を向上させるなど、生涯にわたりいきいきと生活をしていくうえで欠かすことのできないものとなっています。

国においては、口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であるとして、平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行されました。

また、栃木県では、平成23年4月に「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」が施行され、平成24年3月に計画期間を6年間とする「栃木県歯科保健基本計画」が策定されましたが、計画期間終了後も歯と口腔の健康づくりを更に推進するため、2期計画が策定されるなど、国・県ともに、生涯を通じた歯科口腔保健の取組が行われています。

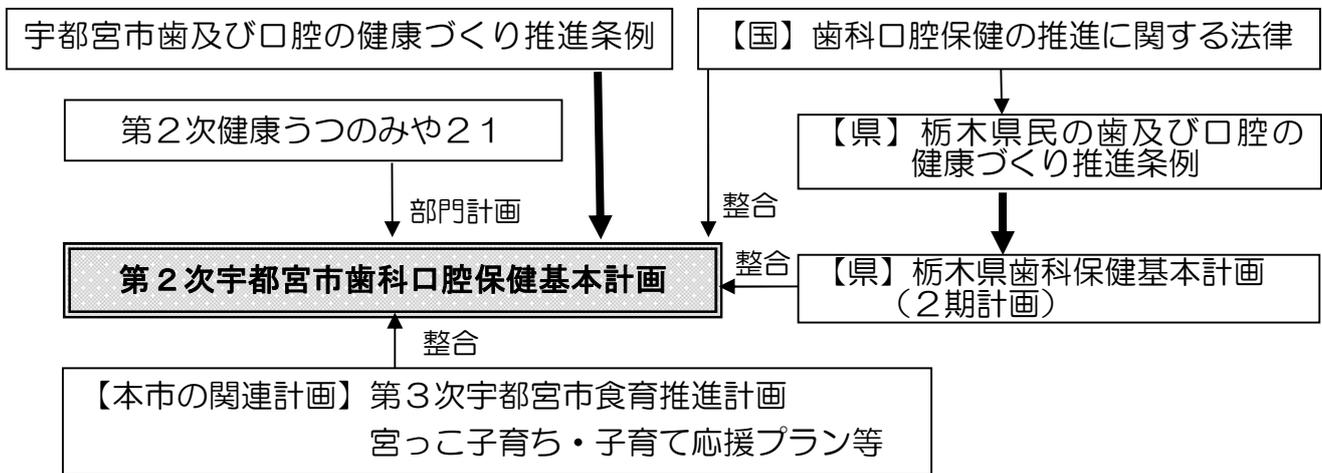
本市においては、平成25年11月に「宇都宮市歯科口腔保健基本計画」を策定し、学齢期まではむし歯予防、成人期では歯周病予防を中心に取り組むなど、ライフステージに応じた歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

このような中、成人期において、歯周病の治療や取組をしていない人の割合は増加傾向にあるなどの課題があることや、高齢化が進行する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために構築を進めている地域包括ケアシステムにおいても、歯科口腔保健の視点が求められていることから、歯科口腔保健を更に推進する必要があります。

また、平成29年11月の「宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例」の施行を踏まえ、より一層の市民の生涯にわたる生活の質の向上と全身の健康の保持増進を図るため、平成29年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、「第2次宇都宮市歯科口腔保健基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- ・ 「宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づく、市民の歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本計画です。
- ・ 「健康増進法」に基づく、市健康増進計画である「第2次健康うつのみや21」の部門計画です。
- ・ 「第3次宇都宮市食育推進計画」をはじめ、本市における関連計画と整合を図るものとします。
- ・ 「歯科口腔保健の推進に関する法律」や「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」、「栃木県歯科保健基本計画（2期計画）」と整合を図るものとします。



3 計画期間

計画期間は、2018（平成30）年度から2022年度までの5年間とします。

 第 2 章 

第 1 次計画の評価について

これまでの取組を評価し、ライフステージ等における現状と課題を整理しました。

1 目標値達成状況の評価

目標項目ごとに基準値と現状値を比較し、評価を行いました。

(1) 妊娠期・乳幼児期

【評価指標】

目標項目	基準値	現状値	目標値 (平成29年度)
妊産婦歯科健診を受ける人の割合	32.2% (H23)	32.9% (H28)	35.0%
むし歯のない幼児（3歳児）の割合	80.4% (H22)	87.7% (H28)	88.0%
フッ化物塗布を受ける幼児の割合	55.5% (H23)	62.3% (H29)	59.0%

【評価】

- ・ 1歳6か月児，2歳5か月児，3歳児に対する歯科健診によるむし歯の早期発見や，フッ化物塗布により，むし歯予防の一定の効果があったと考えられます。

【課題】

- ・ 妊娠中に重度の歯周病があると，早産や低体重児出産のリスクが高くなることも指摘されていることから，母親の歯科口腔の健康管理の重要性について，引き続き周知啓発に取り組む必要があります。
- ・ 幼児のむし歯は減少傾向にありますが，引き続きむし歯予防に取り組む必要があります。

(2) 学齢期

【評価指標】

目標項目	基準値 (平成23年度)	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成29年度)
12歳児の一人平均むし歯数	1.2歯	0.9歯	0.2歯
むし歯のない小学生の割合	41.5%	51.5%	51.0%
むし歯のない中学生の割合	50.0%	62.8%	56.0%

【評価】

- 学校におけるブラッシング指導及び歯科健診の実施などによる予防や普及啓発の一定の効果があつたと考えられます。

【課題】

- 小学生・中学生のむし歯は減少傾向にありますが、引き続き、むし歯予防に取り組む必要があります。

(3) 成人期

【評価指標】

目標項目		基準値	現状値	目標値 (平成29年度)
40歳で未処置歯がある人の割合		50.8% (H22)	47.5% (H28)	35.0%
4mm以上の歯周ポケットのある人の割合	40歳	39.0% (H22)	36.6% (H28)	34.0%
	50歳	54.2% (H22)	54.1% (H28)	48.0%
	60歳	59.0% (H22)	49.8% (H28)	51.0%
歯周病と言われたが、治療や取組をしていない成人の割合	男性	20.5% (H23)	28.9% (H29)	15.0%
	女性	14.8% (H23)	20.9% (H29)	8.0%
定期的に歯科健診を受ける成人の割合		26.6% (H23)	30.1% (H29)	40.0%
60歳で24本以上自分の歯がある人の割合		57.9% (H23)	60.5% (H29)	64.0%

【評価】

- ・ 歯科健診や歯科健康相談など成人を対象とした事業を実施した結果、改善傾向にあるものもありますが、特に歯周病に関しては治療や取組をしていない成人の割合が増加しているなど、成果が十分とは言えません。

【課題】

- ・ 歯周病の治療や取組をしていない成人の割合が増加していることから、歯の健康が全身の健康に影響することについて普及啓発を行い、定期的な歯科健診の受診や歯周病治療へつなげる取組が必要です。

(4) 高齢期**【評価指標】**

目標項目	基準値 (平成23年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成29年度)
80歳で20本以上自分の歯がある人の割合	35.7%	38.8%	44.0%

【評価】

- ・ 後期高齢者歯科健診の受診率が増加するなど、高齢者の歯科口腔の健康管理に対する意識の向上が図られ、80歳で20本以上自分の歯がある人の割合の増加にも寄与しているものと考えられます。

【課題】

- ・ 引き続き、高齢者の歯科口腔の健康管理に対する意識の向上を図るとともに、80歳で20本以上自分の歯を残せるよう、若いうちからの取組を強化する必要があります。

(5) 介護を必要とする方・障がいのある方

【評価指標】

目標項目	基準値 (平成25年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成29年度)
定期的に歯科健診を実施する介護・福祉施設（入所型）の割合	33.3%	41.7%	47.0%

【評価】

- ・ 歯科医院に通院することが困難な方の自宅や施設へ歯科医師が訪問する訪問歯科診療の周知が、定期的に歯科健診を実施する入所型介護・福祉施設の割合の増加に寄与しているものと考えられます。

【課題】

- ・ 定期的な歯科健診による継続的な口腔ケアは、歯科口腔の健康管理に大きく寄与することから、引き続き、定期的な歯科健診を実施する入所型介護・福祉施設の増加に努める必要があります。

2 全体の評価

乳幼児期及び学齢期におけるむし歯のない人の割合が増加するなど、一定の成果がみられます。しかしながら、歯周病の治療や取組をしていない成人の割合は増加していることから、定期的な歯科健診の受診や歯周病治療へつなげる取組をより一層行っていく必要があります。また、80歳で自分の歯を20本以上残し、生涯自分の歯で食事を楽しみ、健康で豊かに過ごすためには、若いうちから切れ目ない取組が必要であることから、引き続き、ライフステージごとの特性に合わせた取組を行っていく必要があります。



第 3 章



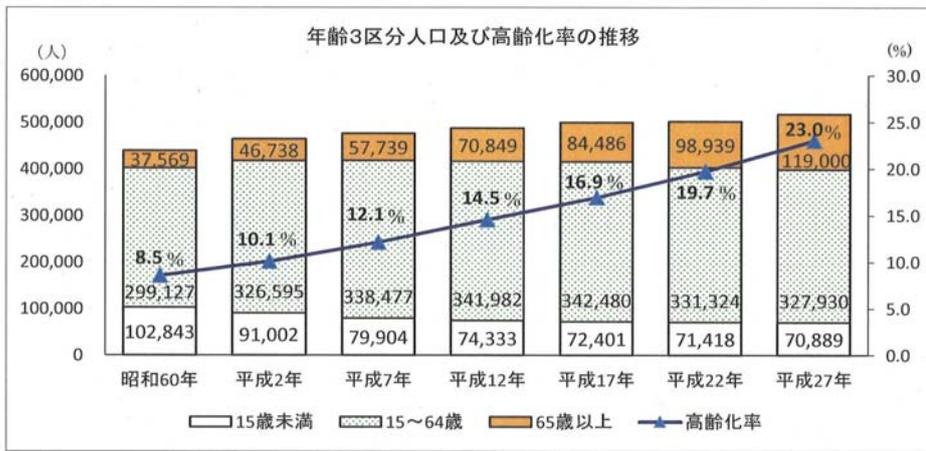
歯科口腔保健をめぐる状況と課題の総括



1 本市の状況

(1) 人口構成

項目	宇都宮市	
	平成22年	平成27年
調査年	平成22年	平成27年
総人口	511,739人	518,594人
15歳未満割合	14.2%	13.7%
15～64歳割合	66.0%	63.3%
65歳以上割合	19.7%	23.0%



「平成27年国勢調査」

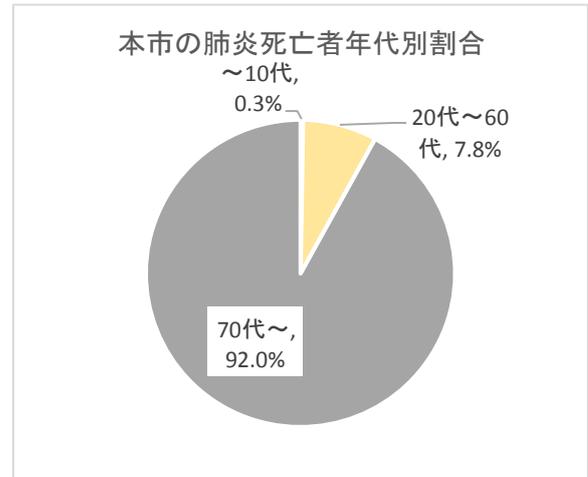
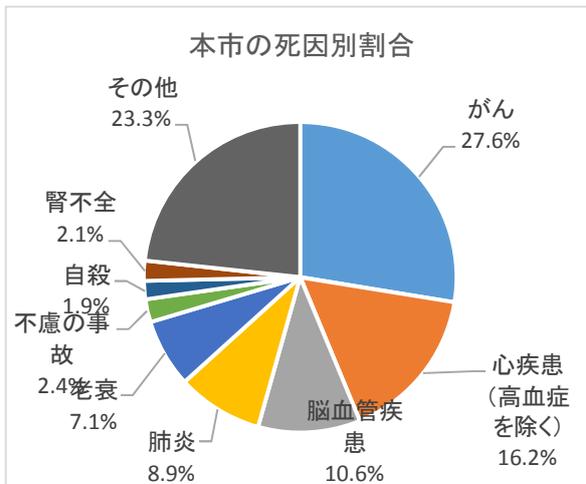
65歳以上の人口の割合が増加傾向にある一方で、15歳未満の人口の割合は減少傾向にあります。

(2) 健康寿命

項目		平成22年		平成25年		伸び率	
		男	女	男	女	男	女
健康寿命 ※市・県・介護認定データによる	市	78.47歳	83.16歳	78.58歳	83.17歳	0.11歳	0.01歳
	県	77.90歳	82.88歳	78.12歳	82.92歳	0.22歳	0.04歳
平均寿命 ※国勢調査データによる	市	79.81歳	86.06歳	79.88歳	86.04歳	0.07歳	-0.02歳
	県	79.14歳	85.73歳	79.06歳	85.66歳	-0.08歳	-0.07歳

健康寿命の伸び率は、平均寿命の伸び率を上回っているものの、県の伸び率と比較すると低い状況にあります。

(3) 主な死因



「平成27年人口動態統計」

主な死因別割合は、がん、心疾患（高血症を除く。）、脳血管疾患、肺炎の順で高くなっており、肺炎死亡者数を世代別で見ると、70代以上の割合が約9割を占めています。なお、70歳以上の高齢者の起こす肺炎の約8割は誤嚥性肺炎であるとの調査結果があります。

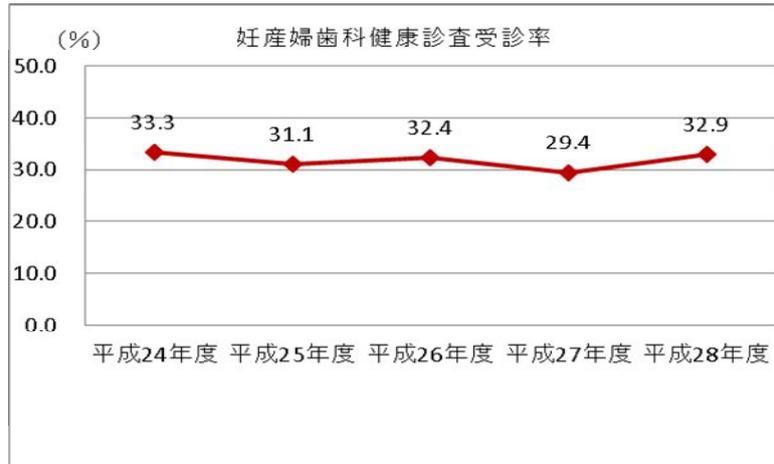
(4) 宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例の施行

市民の歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び歯科医師等の責務や役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とした「宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例」が平成29年11月に施行されました。

2 各ライフステージ等ごとの状況

(1) 妊娠期・乳幼児期

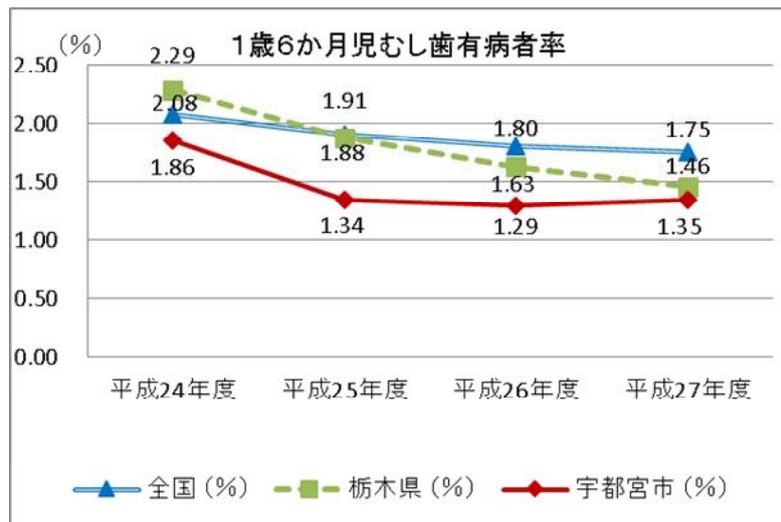
妊産婦歯科健康診査の受診率は、ほぼ横ばいとなっています。



「妊産婦歯科健康診査」

1歳6か月児のむし歯有病者率は、平成26年度までは減少傾向にありましたが、平成27年度はやや増加しています。

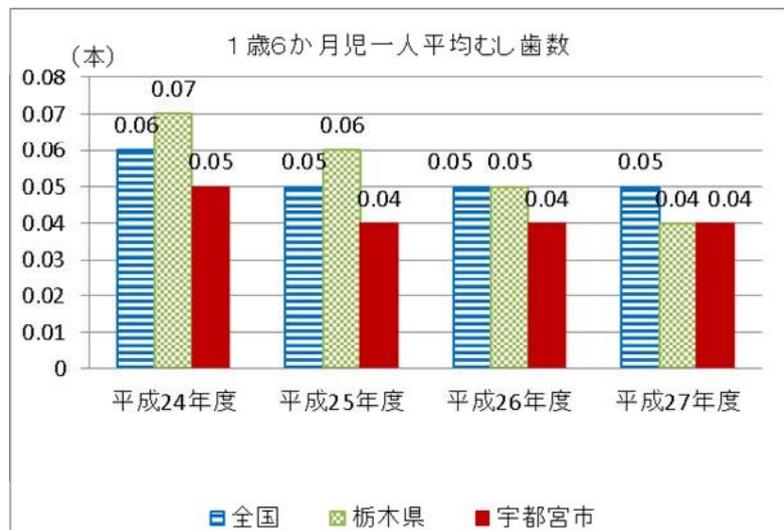
また、国・県より低い状況です。



「1歳6か月児健康診査結果」

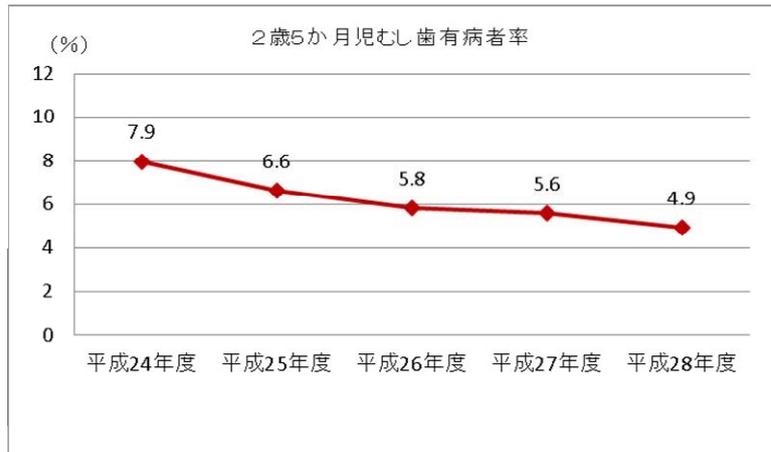
1歳6か月児の一人平均むし歯数は、ほぼ横ばいとなっています。

また、国より低く、県と同程度の状況です。



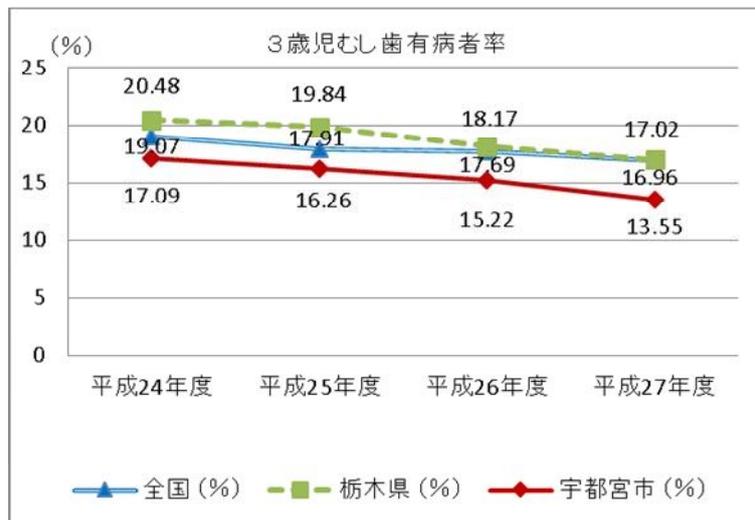
「1歳6か月児健康診査結果」

2歳5か月児のむし歯有病者率は、減少傾向にあります。



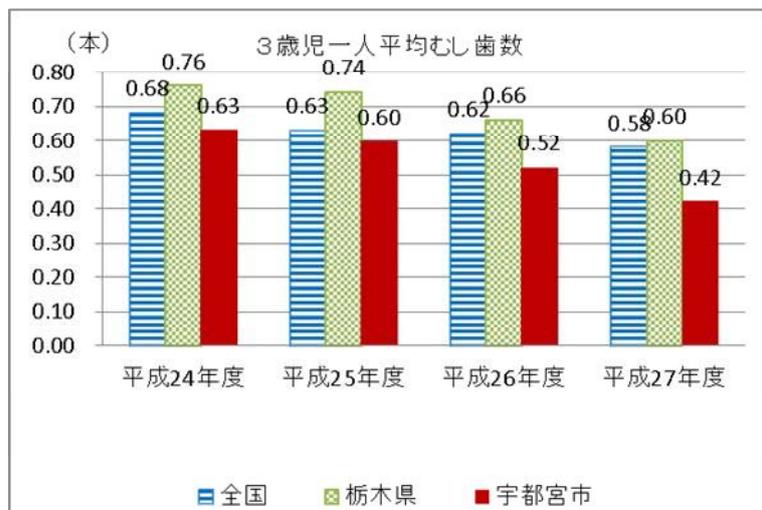
「2歳5か月児歯科健康診査結果」

3歳児のむし歯有病者率は、減少傾向にあり、国や県より低い状況です。



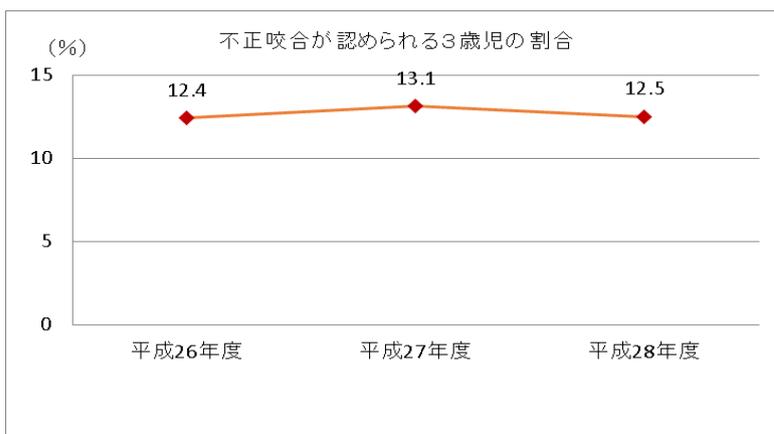
「3歳児健康診査結果」

3歳児の一人平均むし歯数は、減少傾向にあり、国や県より低い状況です。

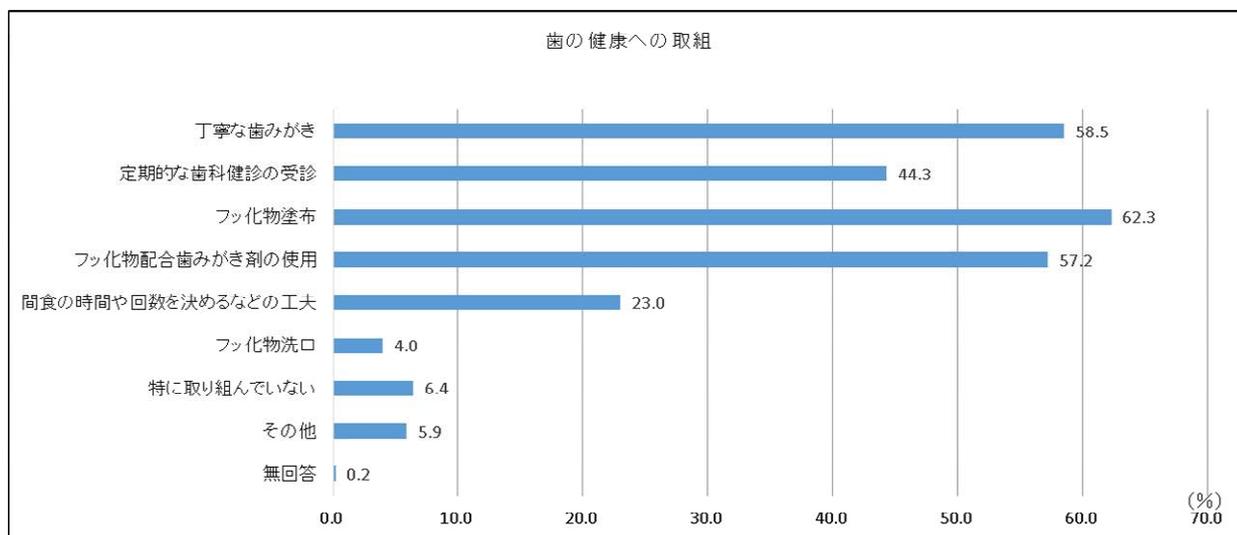


「3歳児健康診査結果」

不正咬合が認められる3歳児の割合は、ほぼ横ばいとなっています。



「3歳児健康診査結果」

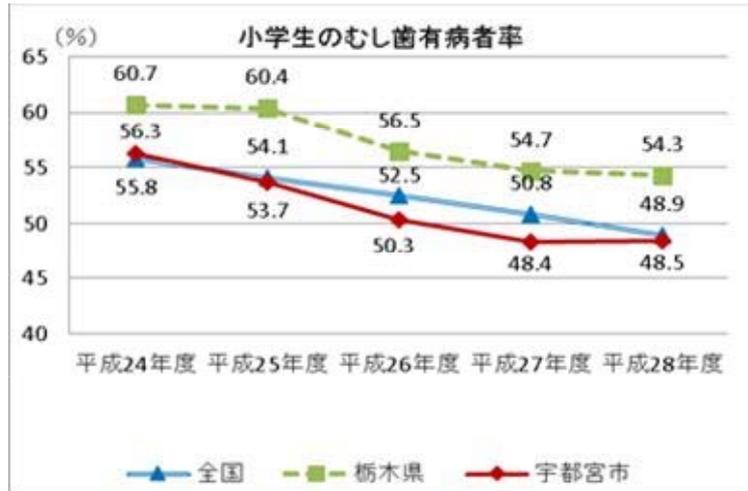


「平成29年度市民健康等意識調査」

乳幼児期の歯の健康への取組は、「フッ化物塗布」の割合が62.3%と最も高く、次いで「丁寧な歯みがき」の割合が58.5%となっています。

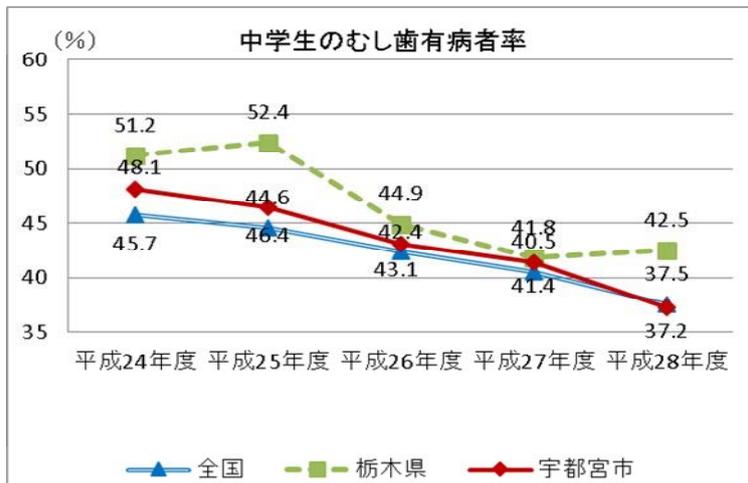
(2) 学齢期

小学生のむし歯有病者率は、減少傾向にあり、国や県より低い状況です。



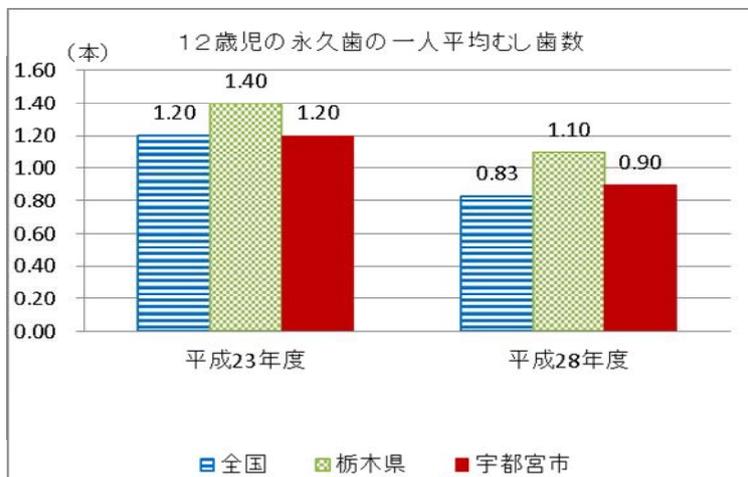
「市学校歯科健診結果」「学校保健統計調査」

中学生のむし歯有病者率は、減少傾向にあり、国や県より低い状況です。



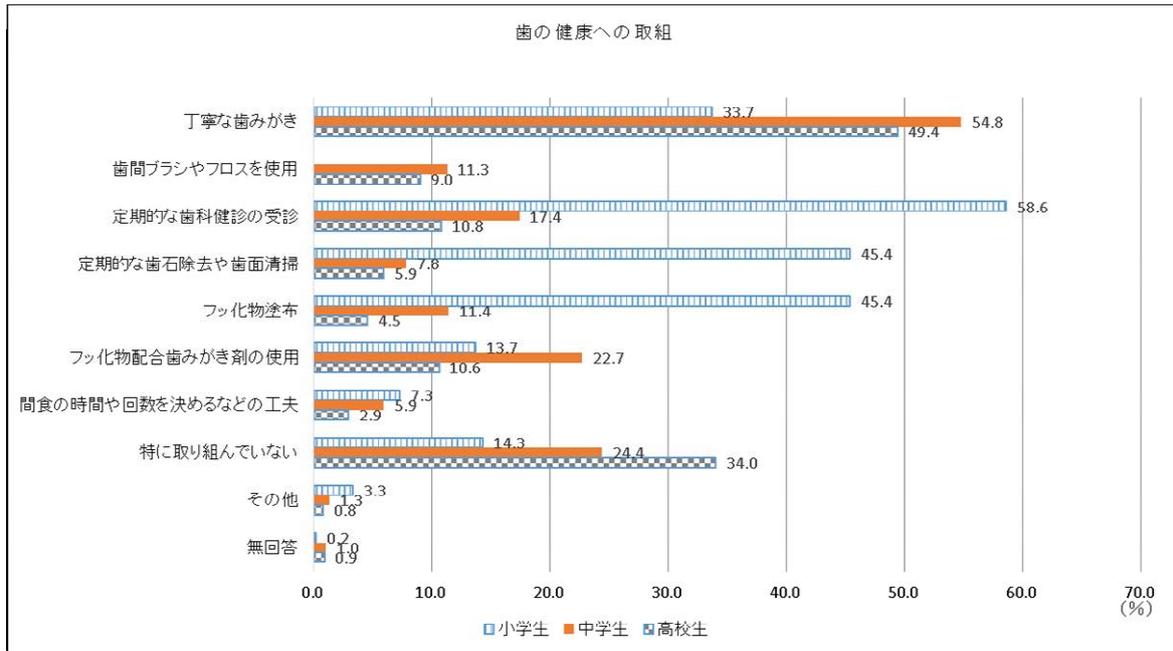
「市学校歯科健診結果」「学校保健統計調査」

12歳児の永久歯の一人平均むし歯数は、減少傾向にありますが、国より高い状況です。



「学校保健統計調査（市は健康状態調査票から独自に集計）」

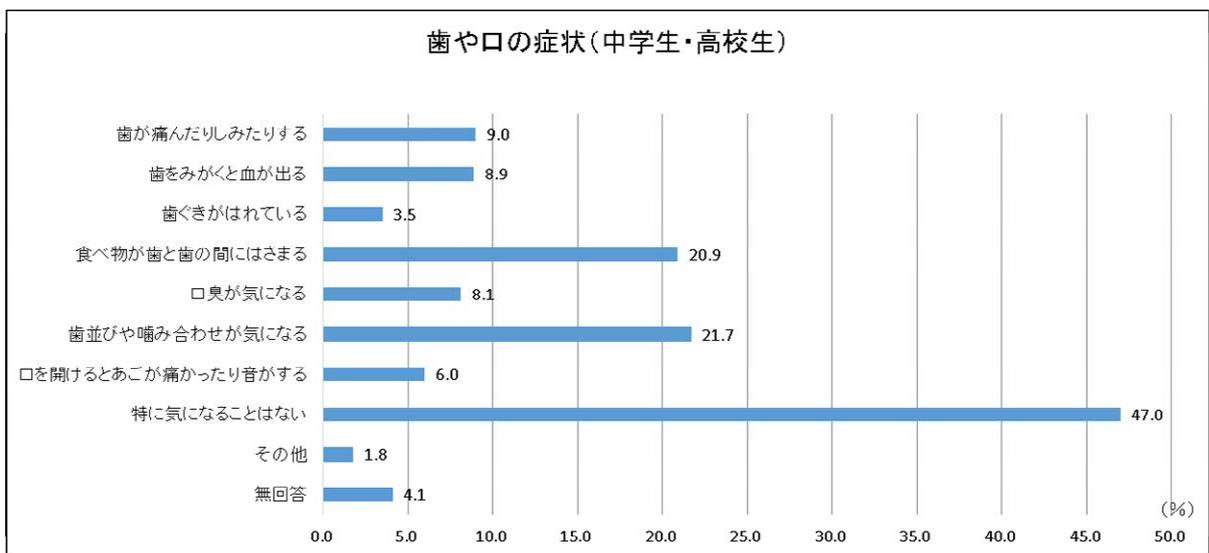
第3章 歯科口腔保健をめぐる状況と課題の総括



「平成29年度市民健康等意識調査」

※ 「歯間ブラシやフロスを使用」は中学生・高校生の選択項目

歯の健康への取組は、小学生では「定期的な歯科健診の受診」の割合が58.6%、中学生では「丁寧な歯みがき」の割合が54.8%、高校生では「丁寧な歯みがき」の割合が49.4%とそれぞれ最も高くなっています。

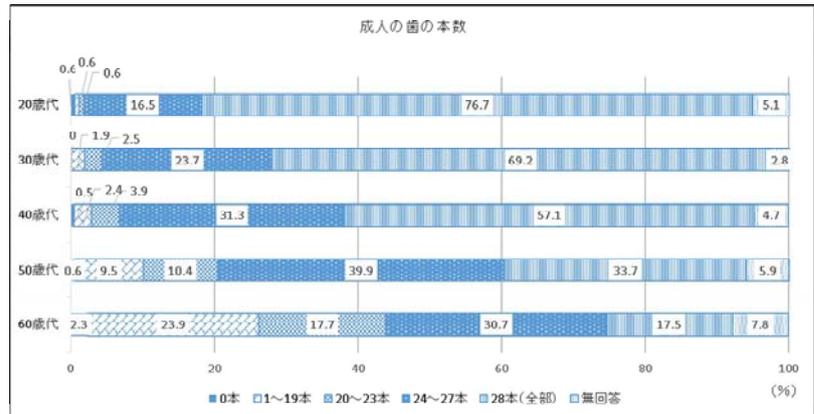


「平成29年度市民健康等意識調査」

中学生・高校生の歯や口の症状としては、「特に気になることはない」が47.0%で最も高く、次いで「歯並びや噛み合わせが気になる」が21.7%、「食べ物が歯と歯の間にはさまる」で20.9%となっています。

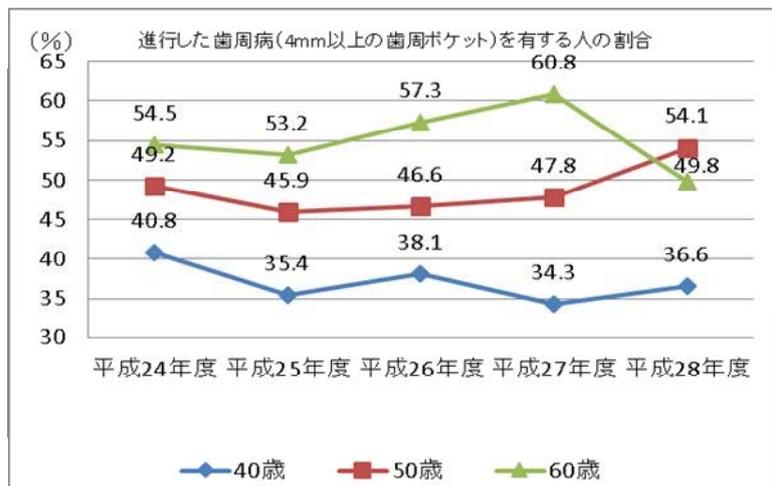
(3) 成人期

歯の本数は、年齢が上がるとともに少なくなっていますが、60歳代でも、約5割の人が24本以上の歯を残しています。



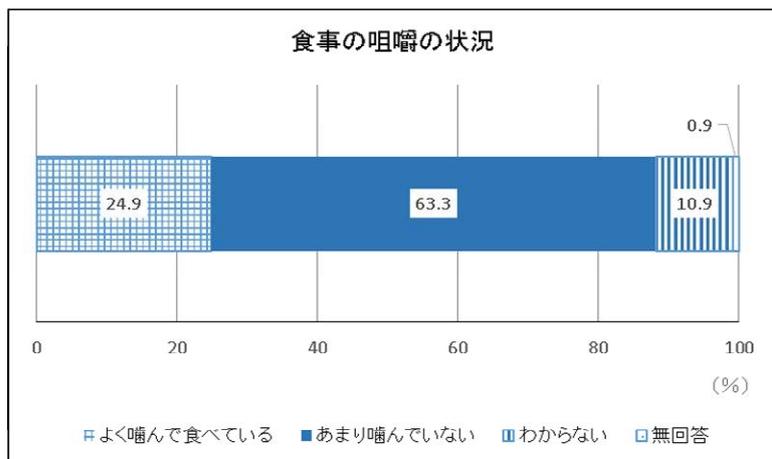
「平成29年度市民健康等意識調査」

進行した歯周病になっている人の割合は、年齢とともに増加する傾向にありましたが、平成28年度においては50歳が最も高くなっています。

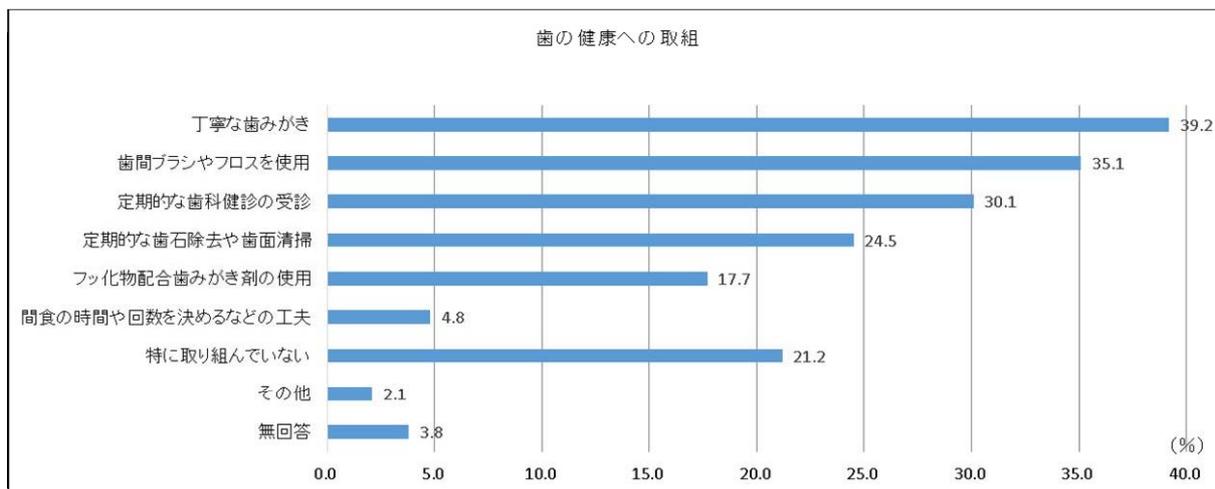


「歯科健診結果」

食事の咀嚼の状況は、「よく噛んで食べている」が24.9%、「あまり噛んでいない」が63.3%となっています。



「平成28年度食育に関する意識調査」

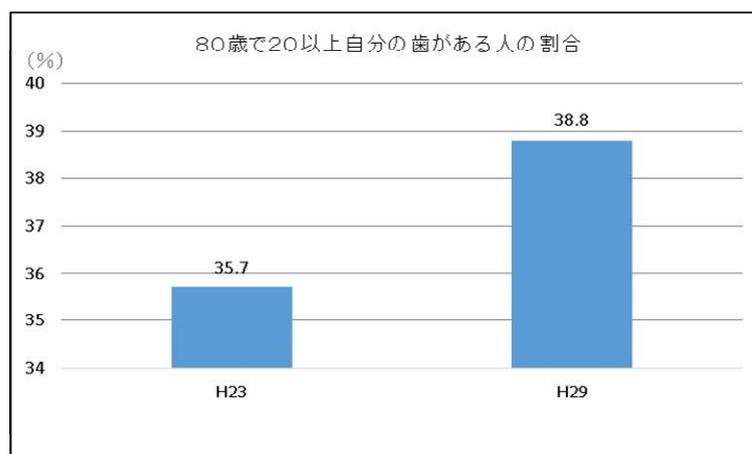


「平成29年度市民健康等意識調査」

歯の健康への取組は、「丁寧に歯みがき」の割合が39.2%と最も高く、次いで「歯間ブラシやフロスを使用」で、割合が35.1%となっています。

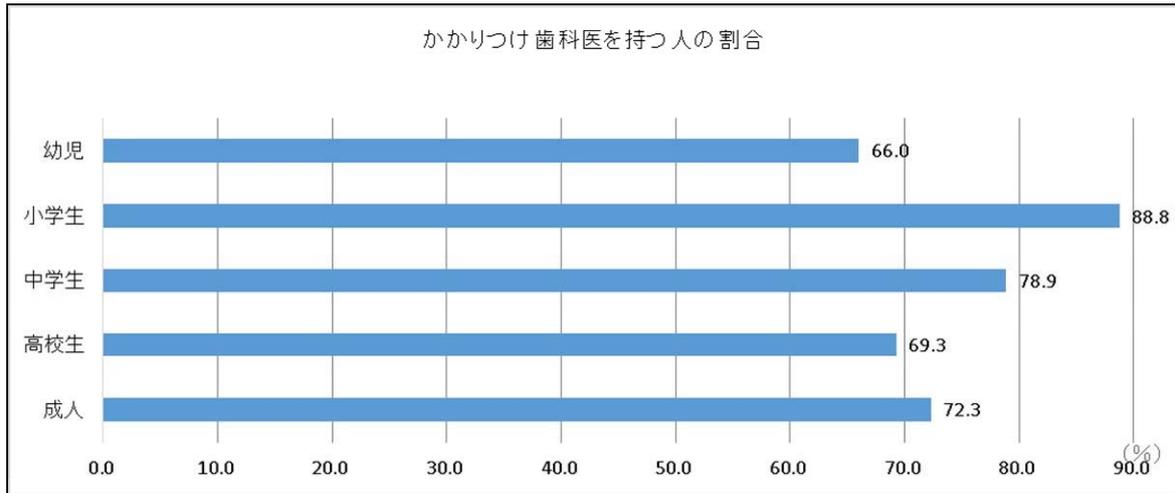
(4) 高齢期

80歳で20本以上自分の歯がある人の割合は、増加しています。



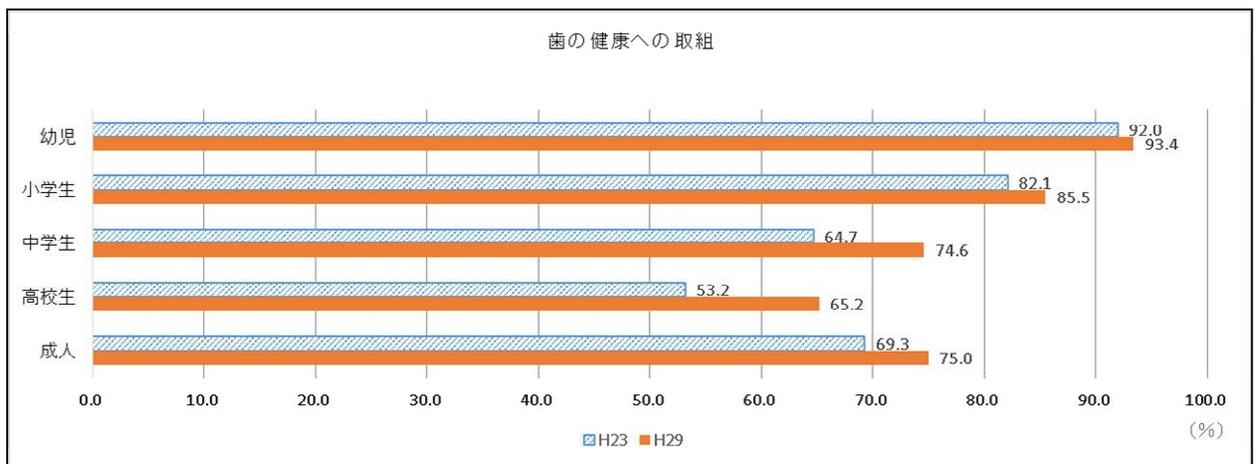
「市民健康等意識調査」

(5) 全ライフステージ共通



「平成29年度市民健康等意識調査」

かかりつけ歯科医を持つ人の割合は、全ての世代で60%を超えています。

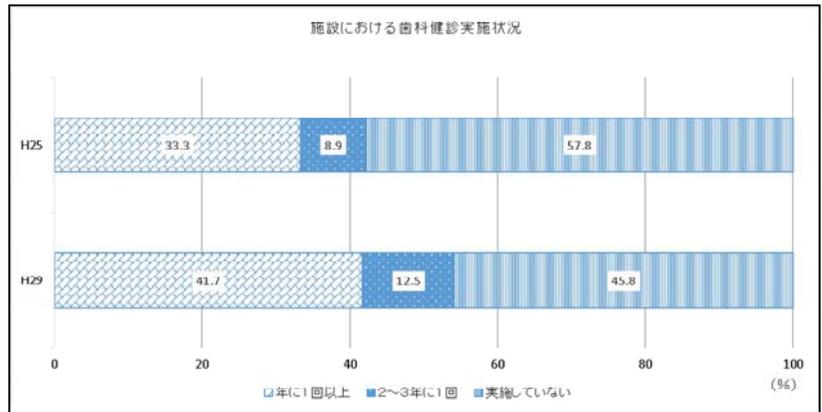


「市民健康等意識調査」

「丁寧な歯みがき」や「フッ化物配合歯みがき剤の使用」といった歯の健康への取組を行っている人の割合は、全ての世代で前回調査時より増加しています。

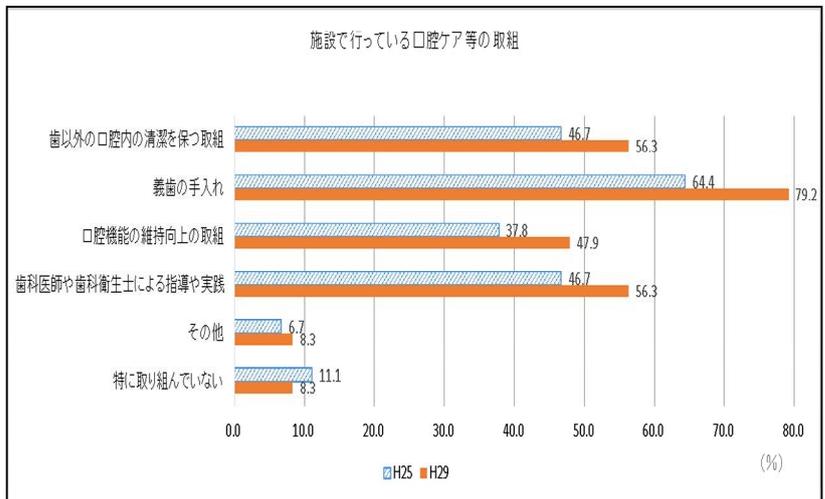
(6) 介護を必要とする方・障がいのある方

入所型介護・福祉施設で、定期的な歯科健診（年1回以上）を実施する施設の割合は41.7%となっており、前回の調査から比較して、割合は増加しています。



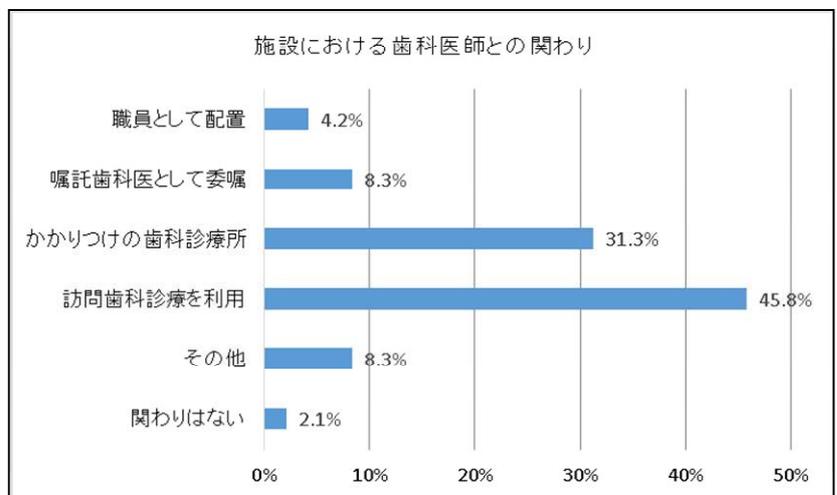
「要介護高齢者・障がい者の歯科口腔保健に関するアンケート調査」

入所型介護・福祉施設で行っている口腔ケア等の取組は、「義歯の手入れ」の割合が79.2%と最も高くなっています。



「要介護高齢者・障がい者の歯科口腔保健に関するアンケート調査」

入所型介護・福祉施設における歯科医師との関わりは、「訪問歯科診療を利用」の割合が45.8%と最も高くなっています。



「平成29年度要介護高齢者・障がい者の歯科口腔保健に関するアンケート調査」

3 国・県の動向

(1) 国の動向

口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であるとして、平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行されました。

平成29年度は、法律に基づき制定された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の中間評価が実施されました。

また、平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が制定され、その後、平成27年4月に地域包括ケアシステムの構築を推進するために「介護保険法」が一部改正されました。

(2) 県の動向

栃木県では、平成23年4月に「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」が施行され、条例に基づく「栃木県歯科保健基本計画」が平成24年3月に策定されました。平成29年度は計画の最終年度に当たり、超高齢社会の進展に伴う歯と口腔の機能低下を予防するためのライフステージに応じた歯科保健対策の強化や、災害時における口腔衛生管理等についての取組等を盛り込んだ「栃木県歯科保健基本計画（2期計画）」を平成30年3月に策定しました。

また、平成28年度に「栃木県障害者歯科医療システム」を再構築し、障がいのある方が住み慣れた身近な地域で歯科診療を受けられる環境を整備しています。

4 課題の総括

これまでの取組状況の評価や、意識調査の結果、各種統計データ等を踏まえ、課題を抽出し、課題の総括を行いました。

(1) 歯科疾患の予防

ア 妊娠期・乳幼児期

乳幼児のむし歯の状況はおおむね減少傾向にありますが、引き続き、適切な乳歯のむし歯予防を行っていく必要があります。

イ 学齢期

学齢期のむし歯の状況は減少傾向にありますが、学齢期は乳歯から永久歯に生え変わる時期であり、生え変わったばかりの永久歯はむし歯にかかりやすいことから、引き続き、適切な永久歯のむし歯予防を行っていく必要があります。

ウ 成人期

歯周病は成人期以降の歯の喪失の原因となるほか、糖尿病との関連性も考えられるため、成人期の歯周病についてより一層の対策が必要であることから、定期的な歯科健診の受診や歯科口腔保健に関する知識の普及に更に取り組む必要があります。

エ 高齢期

80歳で自分の歯を20本以上残すことを目指し、成人期から引き続き歯科疾患の予防に取り組む必要があります。

(2) 口腔機能の維持・向上

ア 妊娠期・乳幼児期

指しゃぶりをしている時期が長く続くと、歯並びに影響を与えることがあることから、保育者等へ指しゃぶりの影響について周知啓発を行う必要があります。

イ 学齢期

学齢期において歯並びや噛み合わせが完成することから、適切な口腔機能を獲得するため、よく噛んで食べることの重要性について普及啓発を行う必要があります。

ウ 成人期

よく噛んで食べることは、肥満予防となり、生活習慣病の予防になるほ

か、唾液が分泌されることによりむし歯や歯周病の予防となり、生涯自分の歯で食事を楽しむことにつながることから、よく噛んで食べることの重要性について周知啓発を行う必要があります。

エ 高齢期

一般的に、食べ物を咀嚼し、飲み込むなどの摂食嚥下といった口腔機能が低下しやすい時期であり、誤嚥性肺炎を起こしやすくなることから、生活の質の向上や介護予防の観点からも摂食嚥下といった口腔機能の維持・向上を図る必要があります。

(3) 要介護者等への歯科口腔保健の推進

障がいのある方や介護を必要とする方は、自身での口腔管理が難しく、口腔内の衛生状態の悪化により、症状の重症化が進みやすいことから、適切な歯科健診や歯科診療を受診できるよう、歯科医療体制を周知する必要があります。

(4) 歯科口腔保健を推進するための環境整備

生涯を通じた歯と口腔の健康づくりのため、歯と口腔の健康について気軽に相談できるかかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診の受診によって、むし歯や歯周病といった歯科疾患の早期発見・早期治療や口腔機能の維持・向上などを行っていくことの重要性について、市歯科医師会や学校、事業所等と連携し、普及啓発する必要があります。

また、災害時の対応について、避難生活では歯や口腔の衛生状態が悪化し、特に高齢者では誤嚥性肺炎のリスクが高まることから、災害時における口腔の衛生管理の対策が必要となっています。



第 4 章



基本方針

1 基本理念

本計画は、歯及び口腔の健康づくりを通じて、上位計画である「第2次健康うつのみや21」の基本目標である「健康寿命の延伸」を目指し、次を基本理念とします。

基本理念 歯と口腔の健康を通じ、全身の健康づくりに努め、
健康寿命の延伸を図る。

2 基本目標

基本理念に基づき、市民の目指すべき姿として、次を基本目標とします。

基本目標 口からはじめる健康づくりを実践し、
生涯にわたりいきいきと健やかに過ごします。

3 基本方向

基本目標の実現に向けて、課題の総括を踏まえ、次の3つの基本方向を設定します。

基本方向1 生涯にわたる歯科疾患の予防及び口腔機能の維持・向上

歯を失う主な原因はむし歯や歯周病で、歯科の2大疾患とされていますが、歯周病が糖尿病や循環器疾患などの全身疾患の発症や悪化の誘因となることも明らかにされており、歯と口腔の健康のみならず、全身の健康維持のためにも、歯科疾患の予防対策の強化を図ります。

また、「噛む」や「飲み込む」といった口腔機能は、食べる喜びや話す楽しみといった生活の質の向上のほか、よく噛んで食べることによる肥満防止や、高齢期における摂食嚥下機能の衰えによる誤嚥性肺炎の予防など、生活習慣病の予防や介護予防に大きく関係することから、生涯にわたり、健全な口腔機能の維持・向上を図ります。

なお、歯の特徴を踏まえ、妊娠期・乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の4つのライフステージごとに取組を推進していきます。

基本方向2	障がい者・要介護者等への歯科口腔保健の推進
障がいのある方や、介護を必要とする方は、自身での口腔管理が難しく、口腔内の衛生状態の悪化により、症状の重症化が進みやすいことから、適切な治療や指導、歯科健診等が受けられるよう支援します。	
基本方向3	歯科口腔保健を推進するための環境整備
歯と口腔の健康について気軽に相談できるかかりつけ歯科医を持つことの普及啓発や、自宅や施設での訪問歯科診療に対する支援、災害時における歯科口腔保健に対する対応等について、歯科医師会や学校、事業所等と連携し、総合的な歯科口腔保健の推進が図られるよう環境を整備します。	

【施策の体系図】

基本理念 歯と口腔の健康を通じ、全身の健康づくりに努め、健康寿命の延伸を図る。



基本目標 口からはじめる健康づくりを実践し、生涯にわたりいきいきと健やかに過ごします。



<p>基本方向1 生涯にわたる歯科疾患の予防及び口腔機能の維持・向上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">ライフステージ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">妊娠期・乳幼児期</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">学齢期</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">成人期</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">高齢期</div>	<p>基本方向2 障がい者・要介護者等への歯科口腔保健の推進</p>	<p>基本方向3 歯科口腔保健を推進するための環境整備</p>
---	---	--



第 5 章



基本方向ごとの取組

基本方向1 生涯にわたる歯科疾患の予防及び口腔機能の維持・向上

1 妊娠期・乳幼児期（出生前～5歳）

【目標】

乳歯のむし歯を予防しよう

【特徴】

● 妊婦

- ・ 妊娠7～10週頃から胎児の乳歯の形成、3～4か月頃には永久歯の形成が始まります。
- ・ 妊娠中はホルモン等の生理的変化とともに、つわりによる不十分な歯みがきや間食回数の増加等により、むし歯や歯周病が悪化しやすい傾向にあります。

● 乳幼児

- ・ 乳歯は生後6か月頃から生え始め、3歳頃に生えそろいます。
- ・ エナメル質が薄く、むし歯になりやすく、進行も早いです。
- ・ 生まれたばかりの赤ちゃんの口の中にはむし歯菌は存在せず、食事のスプーンや口移しなど、主に家族の口から唾液を介してうつります。

【評価指標】

目標項目	現状値	目標値 (2022年度)
妊産婦歯科健診を受ける人の割合の増加	32.9% (2016・H28)	35.0%
むし歯のない幼児（3歳児）の割合の増加	87.7% (2016・H28)	90.0%以上
フッ化物塗布を受ける幼児の割合の増加	62.3% (2017・H29)	65.0%

【実践目標】◎：重点項目

個人や家庭の取組

- ◎ 乳幼児期から正しい歯みがきの習慣を身につけるとともに、保護者による仕上げみがきを徹底します。
- ・ むし歯を予防するため、フッ化物配合の歯みがき剤の使用やフッ化物塗布を受けます。
- ・ 間食は、時間と量を決めてとります。
- ・ むし歯予防や、顎^{あご}の発育のために、よく噛んで食べる習慣を身につけます。
- ・ むし歯菌をうつさないために、箸やスプーンの共有はしません。
- ・ 歯科健診でむし歯等の所見があったら、早めに治療を受けます。

地域や学校・事業所・行政等の取組

- ・ 噛ミング30を普及します。
- ・ 歯科健診を通じて、歯と口腔の健康管理に取り組みます。
- ・ 年代に応じた歯科健診の機会を提供するとともに、受診率の向上に努めます。
- ・ むし歯予防のために、フッ化物応用を推進します。
- ・ 講座やイベントなどで、歯や口腔に関する知識を普及啓発します。
- ・ 適切な治療やアドバイスが受けられるよう、かかりつけ歯科医を持つことを普及啓発します。
- ・ 妊娠時からの口腔衛生についての知識を普及します。
- ・ 適切な間食やバランスのよい食生活について普及啓発します。

【市等が実施する事業】

事業名（新：新規計上，拡：拡充）		実施主体
	妊産婦歯科健康診査	市
	1歳6か月児健康診査	市
	2歳5か月児歯科健診	市
	3歳児健康診査	市
	三歳児・親と子のよい歯のコンクール	市歯科医師会・市
	健康教育（母子）	市
	フッ化物塗布事業	市
拡	歯の健康講座	市
	歯と口腔の健康づくり出前講座	市
	歯と口腔の健康週間イベント	市歯科医師会・市
	歯科健康相談	市
新	リーフレットによる歯科口腔保健普及啓発事業	市歯科医師会
新	お口と歯の無料相談会	市歯科医師会

2 学齢期（6～17歳）

【目標】

永久歯のむし歯を予防しよう

【特徴】

乳歯から永久歯に生え変わる時期であり、顎^{あご}の健全な育成に重要な時期です。

● 小学生

- ・ 乳歯から永久歯に生え変わります。
- ・ 乳歯と永久歯が混在して磨きにくいことから、むし歯になりやすい時期です。

● 中学生

- ・ 生活習慣や栄養バランス、ホルモンの影響などにより、歯肉炎を発症しやすい時期です。
- ・ 生活環境が変わり、スポーツ飲料などの清涼飲料や間食の摂取が増えると、むし歯が増えることがあります。
- ・ 永久歯列がほぼ完成します。

● 高校生

- ・ 親知らずが生えてきて炎症を起こすことがあります。
- ・ 歯並びや口臭など、口腔内への興味・関心が高まる時期です。

【評価指標】

目標項目	現状値	目標値 (2022年度)
12歳児の一人平均むし歯数の減少	0.9 歯 (2016・H28)	0.9 歯以下
むし歯のない小学生の割合の増加	51.5% (2016・H28)	55.0%以上
むし歯のない中学生の割合の増加	62.8% (2016・H28)	65.0%以上
ゆっくりとよく噛んで食べる中学生の割合の増加	46.1% (2016・H28)	60.0%

【実践目標】◎：重点項目

個人や家庭の取組

- ◎ 自分の歯並びや噛み合わせにあった歯みがき法を習得し、毎食後、丁寧

に歯みがきをします。

◎ むし歯の予防や、顎^{あご}の発育のために、よく噛んで食べる習慣を身につけます。

- ・ むし歯を予防するため、フッ化物配合の歯みがき剤の使用や、フッ化物塗布を受けます。
- ・ 自分の歯や口の中をよく観察します。
- ・ 間食は、時間と量を決めてとります。
- ・ 歯科健診でむし歯等の所見があったら、早めに治療を受けます。

地域や学校・事業所・行政等の取組

- ・ 適切な治療やアドバイスが受けられるよう、かかりつけ歯科医を持つことを普及啓発します。
- ・ 学校などでの昼食後の歯みがきを促進します。
- ・ 講座やイベントなどで、歯や口腔に関する知識を普及啓発し、むし歯予防を推進します。
- ・ 噛ミング30を普及します。
- ・ 歯科健診を通じて、児童・生徒の口腔の健康管理に取り組みます。

【市等が実施する事業】

事業名（新：新規計上，拡：拡充）		実施主体
	フッ化物塗布事業	市
	小中学校における歯科健診	市
	小学校における歯の健康教室	市
新	中学校における歯科保健指導	市
	食育出前講座	市
新	健康づくりのための口腔ケア普及啓発事業	市歯科医師会
	歯と口腔の健康週間イベント	市歯科医師会・市
	歯科健康相談	市
新	リーフレットによる歯科口腔保健普及啓発事業	市歯科医師会
新	お口と歯の無料相談会	市歯科医師会

3 成人期（18～64歳）

【目標】

歯周病を予防しよう

【特徴】

- ・ 歯周病が急増する時期です。
- ・ 歯周病といった歯科疾患が、糖尿病などの生活習慣病に影響していることが明らかになっています。
- ・ 喫煙する人は、たばこの煙に含まれる有害物質が免疫力を低下させるため、歯周病にかかりやすくなります。また、歯周病の治療をしても、喫煙中は治りにくいという特徴があります。
- ・ 歯の喪失が始まる時期です。

<歯周病と全身の健康との関係>

歯周病が単に口の中だけでなく、全身の健康を脅かす病気であることがわかってきています。

【歯周病と関係する病気の一例】

- ・ 細菌性心内膜炎
歯周病菌が心臓の弁膜や内膜に付着して起こることがあります。
- ・ 誤嚥性肺炎
誤嚥によって歯周病の菌が肺に入り、肺炎を引き起こすことがあります。
- ・ 糖尿病
歯周病になると糖尿病が悪化しやすくなり、反対に糖尿病は歯周病を悪化させやすくなります。

【評価指標】

目標項目		現状値	目標値 (2022年度)
40歳で未処置歯がある人の割合の減少		47.5% (2016・H28)	35.0%
4mm以上の歯周ポケットのある人の割合の減少	40歳	36.6% (2016・H28)	34.0%
	50歳	54.1% (2016・H28)	48.0%
	60歳	49.8% (2016・H28)	45.0%
歯周病と言われたが、治療や取組をしていない成人の割合の減少	男性	28.9% (2017・H29)	15.0%
	女性	20.9% (2017・H29)	8.0%
定期的に歯科健診を受ける成人の割合の増加		30.1% (2017・H29)	50.0%
60歳で24本以上自分の歯がある人の割合の増加		60.5% (2017・H29)	70.0%

【実践目標】◎：重点項目

個人や家庭の取組

- ◎ 定期的に歯科健診や歯石除去、歯みがき指導を受け、自分の歯や口腔の状態にあったセルフケアを身につけます。
- ◎ 適切な治療やアドバイスが受けられるよう、かかりつけ歯科医を持ちます。
 - ・ 6024運動、8020運動について正しく理解します。
 - ・ 自分や家族の歯や口の状態に、関心を持ちます。
 - ・ 時間をかけて丁寧に歯みがきをします。
 - ・ 糸ようじ（デンタルフロス）や歯間ブラシなどの歯間部清掃用具を、必要に応じて活用します。
 - ・ 歯や歯肉の健康や、肥満防止のため、よく噛んで食べます。
 - ・ 歯科健診で歯周病等の所見があったら、早めに治療を受けます。
 - ・ 歯や口腔の健康が全身の健康に影響することを理解します。
 - ・ たばこを吸う人は、吸わない人に比べて歯周病にかかりやすく治りにくい傾向にあることを理解し、禁煙に取り組みます。

地域や学校・事業所・行政等の取組

- ◎ 職域の歯周病予防等について、宇都宮市地域・職域連携推進協議会を通じて普及啓発します。
- ・ 適切な治療やアドバイスが受けられるよう、かかりつけ歯科医を持つことを普及啓発します。
 - ・ 嚙ミング30を普及します。
 - ・ 食生活の視点からの歯や口腔の健康づくりについて、栄養士や食生活改善推進員等と連携し啓発を行います。
 - ・ 講座やイベントなどで、歯や口腔に関する知識を普及啓発し、むし歯や歯周病予防を推進します。
 - ・ 歯周病の予防と早期発見・早期治療のため、定期的な歯科健診受診の必要性を普及啓発します。
 - ・ 歯や口腔の健康が全身の健康に影響することを普及啓発します。
 - ・ たばこの害についての正しい知識の普及啓発と情報提供に努めます。
 - ・ 禁煙を希望する人に禁煙外来についての情報提供を行います。

<宇都宮市地域・職域連携推進協議会>

本市では、全国健康保険協会栃木支部や宇都宮商工会議所などで構成する宇都宮市地域・職域連携推進協議会を設置し、情報や意見交換を行い、職域における健康づくりに取り組んでいます。

【市等が実施する事業】

事業名（新：新規計上，拡：拡充）		実施主体
拡	地域・職域連携推進協議会と連携した歯と口腔の健康づくり出前講座	市
新	口からはじめる健康づくり普及活動	市
	歯科健診（歯周病検診）	市
拡	歯の健康講座	市
	歯と口腔の健康づくり出前講座	市
	食育出前講座	市
新	健康づくりのための口腔ケア普及啓発事業	市歯科医師会
	歯と口腔の健康週間イベント	市歯科医師会・市
	歯科健康相談	市
新	リーフレットによる歯科口腔保健普及啓発事業	市歯科医師会
新	お口と歯の無料相談会	市歯科医師会

＜「噛むこと」の効用＞

参考：8020推進財団HP

よく噛むことは、単に食べ物を体に取り入れるためだけではなく、全身を活性化させるのに重要な働きをしています。

噛むことの8大効用：「ひみこの歯がーぜ」

- 「ひ」肥満の予防…よく噛むと、脳にある満腹中枢が働きます。
- 「み」味覚の発達…よく噛むと、食べ物本来の味がわかります。
- 「こ」言葉の発達…口をはっきり開けて話すとき綺麗な発音ができ、よく噛むことで口周りの筋肉を使い、表情が豊かになります。
- 「の」脳の発達…よく噛む運動は、脳細胞の動きを活発化します。
- 「は」歯の病気の防止…よく噛むと唾液がたくさん出て、口の中をきれいにします。
- 「が」がんの予防…唾液に含まれる酵素には、発がん物質の発がん作用を消す働きがあるとされています。
- 「い」胃腸の働きの促進…よく噛むと、消化酵素がたくさん出ます。
- 「ぜ」全身の体力向上と全力投球…よく噛んで歯を食いしばることで力がわきます。

4 高齢期（65歳～）

【目標】

歯の喪失を防ごう

【特徴】

- ・ 歯の喪失が増える時期です。
- ・ 歯を喪失することで、入れ歯の使用が増えます。
- ・ 加齢や服薬の影響で唾液の量が減少します。唾液には、口の中の汚れを洗い流し、細菌の繁殖を抑えるなど、口の中を清潔で健康に保つ働きがあり、唾液の量が減少すると、むし歯や歯周病にかかりやすくなります。
- ・ 歯ぐきが下がり、むき出しになった歯根部がむし歯（根面う蝕）になりやすくなります。
- ・ 摂食嚥下といった口腔機能の低下により、誤嚥性肺炎を起こしやすくなります。

【評価指標】

目標項目	現状値	目標値 (2022年度)
60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	—	80.0%
80歳で20本以上自分の歯がある人の割合の増加	38.8% (2017・H29)	50.0%

【実践目標】◎：重点項目

個人や家庭の取組

- ◎ 8020運動について正しく理解します。
- ◎ 家庭でできる簡単な口腔ケアの方法を学び、実践します。
- ◎ よく噛むことができるよう、定期的に歯科健診を受けます。
 - ・ 自分や家族の歯や口の状態に、関心を持ちます。
 - ・ 脳の活性化や全身の健康のため、よく噛む、たくさん話すなど口をよく動かします。
 - ・ 適切な治療やアドバイスが受けられるよう、かかりつけ歯科医を持ちます。
 - ・ 歯が抜けてしまったら、自分にあった入れ歯を作り噛めるようにします。

地域や学校・事業所・行政等の取組

- 適切な治療やアドバイスが受けられるよう、かかりつけ歯科医を持つことを普及啓発します。
- 講座やイベントなどで、歯や口腔に関する知識を普及啓発します。
- 摂食嚥下機能の低下により、誤嚥性肺炎を起こしやすくなることから、予防のための口腔ケアの必要性や大切さについて啓発します。
- 歯や口腔の健康が全身の健康に影響することを普及啓発します。
- 口腔機能を維持するための取組を推進します。

【市等が実施する事業】

事業名（新：新規計上，拡：拡充）		実施主体
新	口からはじめる健康づくり普及活動	市
	歯科健診（歯周病検診）	市
	後期高齢者歯科健診	市
新	介護予防事業における健康教育（しっかり貯筋教室）	市
	介護予防教室（はつらつ教室）	市
	介護予防・生活支援サービス事業（通所型・訪問型サービスC）	市
新	在宅医療・介護連携推進事業	市
	高齢者よい歯の表彰式	市歯科医師会・市
拡	歯の健康講座	市
	歯と口腔の健康づくり出前講座	市
	食育出前講座	市
新	健康づくりのための口腔ケア普及啓発事業	市歯科医師会
	歯と口腔の健康週間イベント	市歯科医師会・市
	歯科健康相談	市
新	リーフレットによる歯科口腔保健普及啓発事業	市歯科医師会
新	お口と歯の無料相談会	市歯科医師会

基本方向2 障がい者・要介護者等への歯科口腔保健の推進

【目標】

歯科保健医療サービスを推進する

【特徴】

- ・ 障がいの状態によっては、自力で十分に歯みがきができない場合があり、口腔内の衛生状態が悪化しやすい傾向があります。
- ・ 全身の機能が低下して介護が必要な状態になると、口腔機能も低下し、口から食べることが難しくなる場合があります。
- ・ 車椅子や寝たきりの状態になると、歯科医療機関に通院することが難しくなります。

【評価指標】

目標項目	現状値	目標値 (2022年度)
定期的に歯科健診を実施する介護・福祉施設（入所型）の割合の増加	41.7% (2017・H29)	47.0%

【実践目標】◎：重点項目

個人や家庭の取組

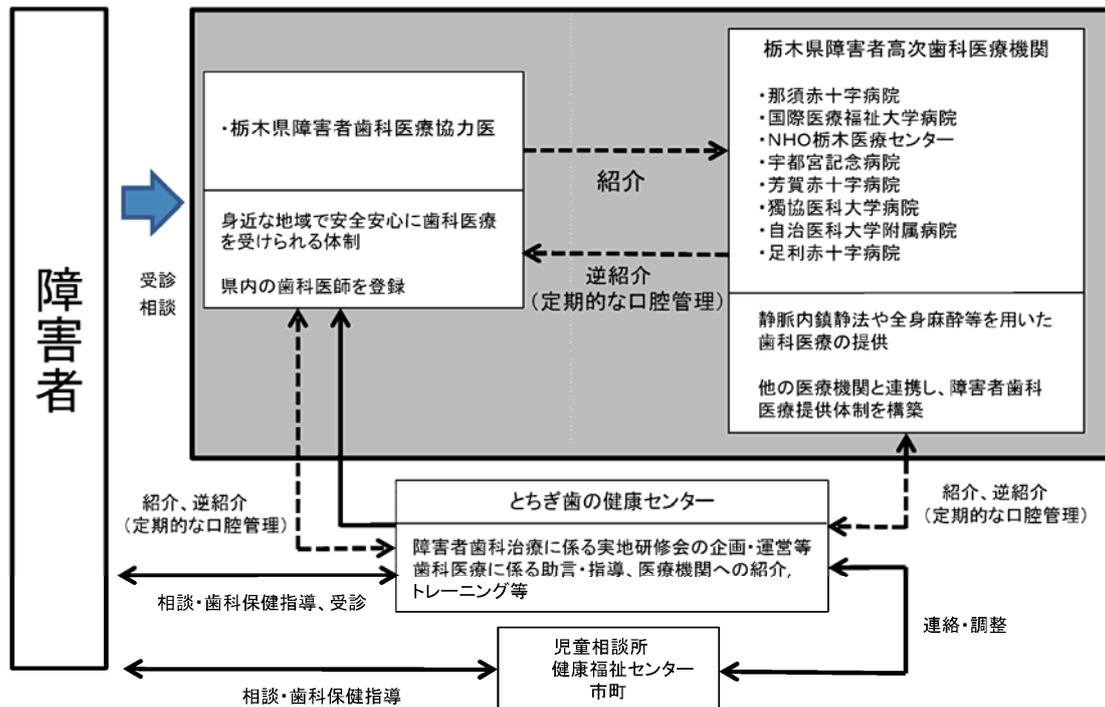
- ◎ 障がいのある方や、介護を必要とする方の歯や口腔に異常がないか、家族や周りの人が関心を持ちます。
 - ・ 「訪問歯科診療」や、「栃木県障害者歯科医療協力医」を利用します。
 - ・ 口腔ケアの重要性を理解します。
 - ・ 家庭でできる簡単な口腔ケアの方法を学び、実践します。

地域や学校・事業所・行政等の取組

- ・ 施設に対し、歯科健診や口腔ケアの必要性について普及啓発を行います。
- ・ 訪問歯科診療をPRするとともに、実施する歯科医院の情報を提供します。
- ・ 介護者に対し、口腔ケアの必要性や具体的な方法について情報提供します。
- ・ 「栃木県障害者歯科医療システム」を周知します。

＜栃木県障害者歯科医療システム＞

歯や口の病気で困っている障がいのある方が、身近な地域で適切な歯科医療を受けられるようにすることを目的として作られたシステムです。障がいの程度や病気の状態に応じて、必要があれば「栃木県障害者高次歯科医療機関」に紹介して治療が受けられるよう連携を図ります。



<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/syougaisyashikasystem.html> (栃木県 HP)

【市等が実施する事業】

事業名 (新：新規計上, 拡：拡充)		実施主体
	家族介護教室	市
	訪問歯科診療推進事業	市
	栃木県障害者歯科医療システムの周知	栃木県・市
新	在宅医療・介護連携推進事業【再掲】	市

基本方向3 歯科口腔保健を推進するための環境整備

【目標】

行政や関係団体等の連携を推進する

【評価指標】

目標項目	現状値	目標値 (2022年度)
口と歯の健康に関する治療や相談ができる かかりつけ歯科医を持つ人の割合の増加	72.3% (2017・H29)	72.3%以上

【実践目標】◎：重点項目

地域や学校・事業所・行政等の取組

- ◎ 適切な治療やアドバイスが受けられるよう、かかりつけ歯科医を持つことを普及啓発します。
- ・ 歯科健診を受診しやすい環境を整備します。
 - ・ 市、歯科医師・歯科衛生士、保健・医療・社会福祉・労働衛生・教育等に関わる医療関係者、事業者等が連携・協力して歯科口腔保健の推進に取り組めます。

【市等が実施する事業】

事業名 (新：新規計上, 拡：拡充)		実施主体
新	口からはじめる健康づくり普及活動【再掲】	市
	在宅医療・介護連携推進事業【再掲】	市
	訪問歯科診療推進事業【再掲】	市
新	栃木県障害者歯科医療システムの周知【再掲】	栃木県・市
	健康づくり実践活動支援	市
	災害時における歯科医療及び口腔ケア等の実施	市・市歯科医師会・市歯科衛生士会

<かかりつけ歯科医>

いつでも気軽に相談ができ、信頼のできる歯科医師を見つけて、むし歯や歯周病の治療はもちろん、予防のための「定期的な歯科健診」に通いましょう。「かかりつけ歯科医」は、あなたの口腔の状態や、生活習慣を把握したうえで、あなたに合った治療の進め方や予防法をアドバイスしてくれます。「かかりつけ歯科医」と一緒に、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりに取り組みましょう。



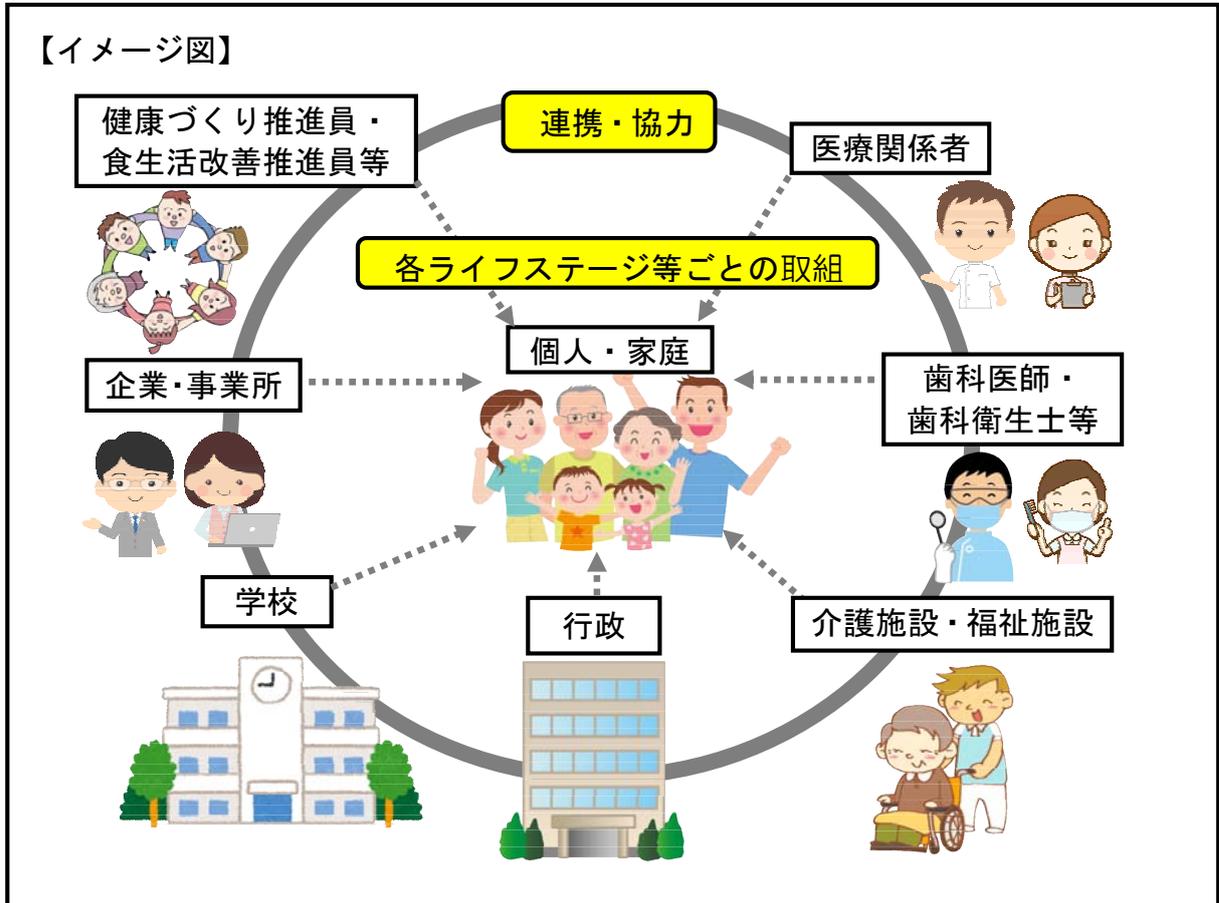
第 6 章



計画の推進

1 推進体制

市民が自ら進んで歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう、市、歯科医師、歯科衛生士、医療関係者、事業者等がそれぞれの責務や役割を果たし、相互の連携を図りながら、施策・事業を推進します。



2 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、計画の進捗状況の確認や評価などの進行管理を行います。



資料編



- 1 評価指標一覧
 - 2 施策事業一覧
 - 3 用語解説
 - 4 宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例
 - 5 栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例
 - 6 歯科口腔保健の推進に関する法律
-

1 評価指標一覧

基本方向		目標項目	現状値	目標値 (2022年度)	参考	
1 生涯にわたる歯科疾患の予防及び口腔機能の維持・向上	妊娠期・乳幼児期	妊産婦歯科健診を受ける人の割合の増加	32.9% (2016・H28)	35.0%		
		むし歯のない幼児（3歳児）の割合の増加	87.7% (2016・H28)	90.0%以上	21・ 県・国	
		フッ化物塗布を受ける幼児の割合の増加	62.3% (2017・H29)	65.0%	21	
	学齢期	12歳児の一人平均むし歯数の減少	0.9 歯 (2016・H28)	0.9 歯以下	21・ 県	
		むし歯のない小学生の割合の増加	51.5% (2016・H28)	55.0%以上	県	
		むし歯のない中学生の割合の増加	62.8% (2016・H28)	65.0%以上	県	
		ゆっくりとよく噛んで食べる中学生の割合の増加	46.1% (2016・H28)	60.0%		
	成人期	40歳で未処置歯がある人の割合の減少	47.5% (2016・H28)	35.0%	国	
		4mm以上の歯周ポケットのある人の割合の減少	40歳	36.6% (2016・H28)	34.0%	21・ 県・国
			50歳	54.1% (2016・H28)	48.0%	
			60歳	49.8% (2016・H28)	45.0%	
		歯周病と言われたが、治療や取組をしていない成人の割合の減少	男性	28.9% (2017・H29)	15.0%	21
			女性	20.9% (2017・H29)	8.0%	
		定期的に歯科健診を受ける成人の割合の増加		30.1% (2017・H29)	50.0%	21・ 県・国
60歳で24本以上自分の歯がある人の割合の増加		60.5% (2017・H29)	70.0%	21・ 県・国		
高齢期	60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	—	80.0%	県・国		
	80歳で20本以上自分の歯がある人の割合の増加	38.8% (2017・H29)	50.0%	21・ 県・国		
2 障がい児者・要介護者等への歯科口腔保健の推進	定期的に歯科健診を実施する介護・福祉施設（入所型）の割合の増加	41.7% (2017・H29)	47.0%	国		
3 歯科口腔保健を推進するための環境整備	口と歯の健康に関する治療や相談ができるかかりつけ歯科医を持つ人の割合の増加	72.3% (2017・H29)	72.3%以上	21		

【参考について】

21：「第2次健康うつのみや21」に掲載の評価指標

県：「栃木県歯科保健基本計画（2期計画）」に掲載の評価指標

国：「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に掲載の評価指標

2 施策事業一覧

基本方向	事業等	事業の概要	事業区分	実施主体	ライフステージ			
					妊娠・乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期
1 生涯にわたる歯科疾患の予防及び口腔機能の維持・向上	妊産婦歯科健康診査	妊娠中からむし歯などの口腔疾患の予防・早期発見・早期治療を行うことで、母子の口腔内の健康を保つことを支援する。	継続	市	●			
	1歳6か月児健康診査	身体的な疾病や運動機能・視聴覚や精神発達の遅滞等の障害等を早期に発見し、その結果に基づき、幼児の健全育成のための適切な指導及び援助を行う。また、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他の育児に関する指導相談を行い、幼児の健康の保持増進を図るとともに、保護者への育児支援を行う。	継続	市	●			
	2歳5か月児歯科健診	う歯が急増する幼児期に、う歯についての健康教育、歯科医師による健診、歯の汚れの染め出し、歯科衛生士によるブラッシング指導を実施する。	継続	市	●			
	3歳児健康診査	身体的な疾病や運動機能・視聴覚や精神発達の遅滞等の障害等を早期に発見し、その結果に基づき、幼児の健全育成のための適切な指導及び援助を行う。また、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他の育児に関する指導相談を行い、幼児の健康の保持増進を図るとともに、保護者への育児支援を行う。	継続	市	●			
	三歳児・親と子のよい歯のコンクール	前年度に3歳児健康診査を受診し、コンクール参加申し込みをした幼児に対して、歯科診査を行い、むし歯がなく健康な三歳児・親と子を表彰し、むし歯予防の普及啓発を図る。	継続	市 歯科医師会 市	●			
	健康教育(母子)	育児に関する正しい情報提供をし、育児支援を行う。	継続	市	●			
	フッ化物塗布事業	満2歳～小学2年生を対象に、春と秋にフッ化物塗布を実施し、う歯及び口腔内の疾患等の早期発見及び予防を支援する。	継続	市	●			
	小中学校における歯科健診	毎学年定期的に、児童・生徒に対して歯科健診を行い、歯及び口腔の疾病及び異常の有無を確認する。	継続	市	●			
	小学校における歯の健康教室	小学校3年生を対象に、学校歯科医による講話と、歯科衛生士による歯のブラッシング指導を行う。	継続	市	●			
	中学校における歯科保健指導	「歯・口と全身の健康とのかわりや」「歯・口の役割や機能」について正しく理解し、生徒自身が主体的に口腔機能の維持・向上に取り組めるよう、市歯科医師会と連携して作成した歯科保健資料等を活用し、歯科保健指導を行う。	新規	市	●			
	地域・職域連携推進協議会と連携した歯と口腔の健康づくり出前講座	働く世代の健康づくりのため、地域・職域連携推進協議会と連携し、職場へ歯科衛生士が出向き、歯周病予防等についての出前講座を実施する。	拡充	市		●		
	口からはじめる健康づくり普及活動	歯と口腔の健康づくりのため、地域・職域等と連携し、歯科に関する健康情報の提供や、かかりつけ歯科医等についての普及啓発を行う。	新規	市		●		●
	歯科健診(歯周病検診)	歯を失う大きな原因である歯周病の予防と、早期発見・早期治療のため歯科健診を実施する。	継続	市		●		●
	後期高齢者歯科健診	誤嚥性肺炎等の疾病につながる口腔機能低下の予防に努めることにより、後期高齢者の健康の保持増進を図り、もって後期高齢者の生活の質を確保し、安心で安定した生活の向上に資する。	継続	市				●
	介護予防事業における健康教育(しつかり貯筋教室)	誤嚥性肺炎の予防や、口輪筋を向上させ口腔機能を高めるために、口腔体操を実施する。	新規	市				●
	介護予防教室(はつらつ教室)	健康な在宅生活が送れるよう、高齢者を対象に、介護予防のための運動の実技や口腔機能向上、栄養改善、認知症予防などについて学ぶ教室を開催する。	継続	市				●
	介護予防・生活支援サービス事業(通所型・訪問型サービスC)	要支援者等に対し、要介護状態等となることを予防するとともに、地域において活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、「運動器の機能向上」や「口腔機能の向上」、「認知症予防」等の内容を盛り込んだ教室の開催や、看護師や歯科衛生士、作業療法士等の訪問による運動や脳トレ、口腔ケア等を実施する。	継続	市				●
在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療・介護・福祉の連携に向けた仕組みづくりや、摂食嚥下障害の予防等に係る市民啓発、医療・介護従事者の育成確保などに取り組む。	新規	市				●	

3 用語解説

かみんぐさんまる 噛ミング30

厚生労働省と日本歯科医師会が提唱する「ひとくち30回以上噛むこと」を目標としたキャッチフレーズです。よく噛んで食べることは、顎^{あご}の発達を助け、肥満を防止し、唾液の分泌によりむし歯や歯周病の予防にもつながります。

こうくきのう 口腔機能

「食べる・話す」といった人が社会の中で健康な生活を営むための基本となる機能です。口腔機能が低下すると、食べられるものが制限されるために栄養が偏り、免疫力の低下から病気にかかりやすくなります。高齢者では寝たきりや認知症の引き金ともなります。

こうくう 口腔ケア

狭義の意味と広義の意味とがあり、狭義の意味では歯を磨く、入れ歯の手入れをするなど、口の中をきれいすることを指します。広義の意味では口腔清掃だけではなく、加齢や病気によって衰えてきた口の機能のリハビリテーションなども含みます。

ししゅう 歯周ポケット

歯と歯ぐき（歯肉）の間には歯肉溝という溝があります。健康な歯ぐきでは、この溝の深さは1～2mm程度ですが、溝にプラーク（歯垢）がたまり、プラークの細菌により歯肉が炎症を起し腫れていき、溝が深くなります。これを歯周ポケットといいます。

しせきじょきょ 歯石除去

歯石とは、プラーク（歯垢）と呼ばれる細菌の塊が石灰化したもので、歯ブラシでは取り除くことができません。歯石は表面が粗く新たなプラークが付着しやすく、歯周病を引き起こすことから、歯科医院で定期的に除去することが必要で

す。

セルフケア

歯みがきやうがい、デンタルフロスによる歯と歯の間の清掃など自分自身で歯や口腔の健康のために行うケアです。

歯科医師や歯科衛生士から正しい清掃方法について助言や指導を受けたり、歯科健診を受けることをプロフェッショナルケアと言います。

そしゃく 咀嚼

単に歯で食物をかみ砕くだけではなく、よく噛むことで、飲み込みやすくし、食物の消化吸収を高めることです。

ししゅうびょう 歯周病

歯と歯ぐきのすきま（歯周ポケット）から侵入した細菌が、歯ぐきに炎症を引き起こし、さらには歯を支える骨（しそうこつ歯槽骨）を溶かして歯がぐらつき、放っておくと最終的には歯が抜け落ちてしまう病気です。

しにくえん 歯肉炎

歯周病の初期段階で、歯肉（歯ぐき）に限局した炎症が起きている状態をいいます。歯肉（歯ぐき）が腫れたり、歯みがきの時に血が出たりという症状がみられます。

はちまるにいまるうんどう ろくまるにいよんうんどう 8020運動・6024運動

20本以上の自分の歯があれば、食べることに支障をきたすことがないと言われていています。そのため、生涯自分の歯で食べる楽しみを味わえるようにと、平成元年に厚生省（現：厚生労働省）と日本歯科医師会が、80歳になっても20本の歯を保ちましょうと提唱し、8020運動が始まりました。同様に、6024運動は、60歳で自分の歯を24本以上保とうという運動です。

フッ化物^{かぶつ}

フッ素などからできる物質で、フッ化物を利用したむし歯予防をフッ化物応用と言います。フッ化物応用には、フッ化物配合歯磨剤やフッ化物塗布、フッ化物洗口などがあります。

誤嚥^{ごえん}

飲み込む時に、何らかの問題が起こり、食べ物や唾液が気管に入り込んでしまうことをいいます。誤嚥^{ごえん}により、口の中の細菌が唾液とともに体内に入ることにより、肺炎（誤嚥^{ごえん}性肺炎）の原因になることもあります。

摂食嚥下障害^{せつしょくえんげ}

「咀嚼できない」「誤嚥^{ごえん}をする」など、「食べる」や「飲み込む」のはたらきに異常が起こることをいいます。

4 宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例

平成29年9月29日

宇都宮市条例第30号

宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、子どもの健やかな成長、生活習慣病の予防、健康長寿の実現等に資するものであることに鑑み、市民の歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び歯科医師等の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯及び口腔の健康づくりの推進は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 市民の生涯にわたる自主的な歯及び口腔の健康づくりの取組を促進すること。
- (2) 市民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科医療、歯科健診、歯科保健指導その他の歯及び口腔の健康づくりに資するサービス（以下「歯科保健医療サービス」という。）の提供を受けることのできる環境の整備を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野の取組との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯及び口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、歯及び口腔の健康づくりに関する理解を深めるとともに、生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(歯科医師等の責務)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、市が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に係る業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者（歯科医師等を除く。以下「医療関係者等」という。）との緊密な連携を図りつつ、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めるものとする。

(医療関係者等の役割)

第6条 医療関係者等は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、市が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、歯科医師等との連携を図りつつ、市民の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者をいう。）は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組の推進に努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第8条 市は、市民の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を実施するものとする。

- (1) 市民の生涯にわたる歯科疾患の予防並びに口腔機能の維持及び向上に関すること。
- (2) 障害のある者、介護を必要とする者等に対する適切な歯及び口腔の健康づくりの推進に関すること。
- (3) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の提供及び知識等の普及啓発に関

すること。

- (4) 歯及び口腔の健康づくりの推進に係る関係者相互の連携協力体制の強化に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯及び口腔の健康づくりの推進に関すること。

(基本計画)

第9条 市長は、市民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画を策定するものとする。

附 則

この条例は、平成29年11月8日から施行する。

5 栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

平成二十二年十二月二十一日

栃木県条例第五十号

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本計画(第十一条)

第三章 基本的施策(第十二条—第十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を、関連分野における多様な主体の自律性を重んじつつ、総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防等に資するものであることにかんがみ、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を基礎として、すべての県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯及び口腔くうの健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をしなければならない。

(市町村との連携等)

第四条 県は、市町村との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を確実に効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じた歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定並びに施策の実施が円滑になされるよう助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、歯及び口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯及び口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、健康診査、歯科医療並びに保健指導(以下「歯科検診等」という。)を受けることにより、生涯にわたって、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

(歯科医師等の責務)

第六条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、県が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

(保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等の役割)

第七条 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者は、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることのできる環境の整備を図る上で、その果たすべき役割の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯科検診等を受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第九条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告等)

第十条 知事は、毎年、県議会に、歯及び口腔の健康づくりの状況並びに県が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、毎年、前項の報告に係る歯及び口腔の健康づくりの状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを県議会に提出しなければならない。

第二章 基本計画

第十一条 知事は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 歯及び口腔の健康づくりの意義及び目標に関する事項

二 歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する重要事項

3 基本計画は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法(平成九年法律第

百二十三号) 第一百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法律の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならない。

- 4 知事は、基本計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、市町村の長及び歯科保健医療サービスに関して学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、歯科保健医療サービスをめぐる情勢の変化を勘案し、並びに歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(調査研究等)

第十二条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を効果的かつ適正に実施するため、歯及び口腔の健康づくりの方策並びに歯及び口腔の健康と心身の健康の保持及び増進との関係に関する事項について、調査研究及びその成果の普及並びに情報及び資料の収集、整理、分析及び提供に努めるものとする。

(学習の機会の提供等)

第十三条 県は、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであることについての県民の関心及び理解を深め、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を促進するため、学校、家庭、地域、職域その他の様々な場において、多様な学習の機会の提供、知識の普及、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることが促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(連携協力体制の強化等)

第十四条 県は、歯及び口腔の健康づくりによる県民の生涯にわたる健康の保持及び増進を図るため、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携協力体制の強化に努めるとともに、当該業務に従事する

者に対する研修の実施その他の資質の向上を図るための措置を講ずるものとする。

(要介護者等に係る歯科検診等の機会の確保等)

第十五条 県は、身体上又は精神上の障害があるため常時又は随時の介護を要する状態にある者その他の者であって歯科検診等を受けることが困難な状況にあるものについて、歯科検診等を受けることができる機会を確保し、及び提供するための環境の整備その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

6 歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日)

(法律第九十五号)

第七十七回通常国会

菅内閣

歯科口腔保健の推進に関する法律をここに公布する。

歯科口腔保健の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及

び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

（障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等）

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

（歯科疾患の予防のための措置等）

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

（口腔の健康に関する調査及び研究の推進等）

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用を促進のために必要な施策を講ずるものとする。

（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

- 2 前項の基本的事項は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項に規定する基本方針地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



第2次宇都宮市歯科口腔保健基本計画

発行・編集

宇都宮市保健福祉部 保健所健康増進課

〒321-0974 宇都宮市竹林町972番地

TEL 028-626-1128

FAX 028-627-9244

E-mail u19070500@city.utsunomiya.tochigi.jp

